

大阪府高齢者にやさしい地域づくり推進協定

大阪府(以下「甲」という。)と株式会社産業経済新聞社(以下「乙」という。)及び大阪 府内の産経新聞専売所で構成する大阪地区産経会(以下「丙」という。)は、行方不明高齢 者等の早期発見・保護や認知症に対する正しい知識の普及・啓発等などを通じた高齢者にや さしい地域づくりの実現を図るため、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、急速な高齢化の進展や府内におけるひとり暮らし高齢者世帯及び認知症高齢者の増加等を見据え、乙及び丙の日常業務を通じて、行方不明高齢者等の早期発見・保護、認知症に対する正しい知識の普及・啓発等を、甲、乙及び丙が協力して取り組み、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる地域づくりを実現することを目的とする。

(甲の役割)

第2条 甲は、府内の市町村に対してこの協定の趣旨の周知を図るとともに、市町村における取組みが円滑に行われるよう、助言や情報提供等必要な支援に努めるものとする。

(乙及び丙の役割)

- 第3条 乙及び丙は、府内の産経新聞専売所に対して本協定の趣旨の周知を図るとともに、 産経新聞専売所等における高齢者見守り活動等が円滑に行われるよう、通常業務に支障 のない範囲で次の各号に掲げる活動に取り組むものとする。
 - (1) 行方不明高齢者等の早期発見・保護

乙及び丙は、行方不明高齢者等の早期発見・保護を図るため、高齢者等が行方不明になったときに、府内の市町村からの通報を受けて当該高齢者等を探索する「見守りSOSネットワーク」に協力するものとする。

- (2) 認知症に対する正しい知識の普及・啓発等
 - ① 乙及び丙は、従業員に対し、認知症を正しく理解し、認知症の人やその家族を温かく見守り、支える認知症サポーターを養成する「認知症サポーター養成講座」の受講を推進する。
 - ② 乙及び丙は、甲及び府内の市町村が提供する認知症に対する正しい知識の普及・啓発や高齢者にやさしい地域づくりに関するポスターの掲示、店頭又は配達車両へのステッカーの貼付及びリーフレット・チラシ等の新聞折り込みに努めるものとする。

(3) 高齢者の見守り・安否確認等

- ① 乙及び丙は、業務での顧客との関わりの中で、地域における高齢者の見守り・安否 確認活動に努めるものとし、認知症高齢者等を発見した場合、その状況等を総合的に 判断した上で、甲が提供する市町村の連絡先へ連絡を行う。ただし、生命の保護の観点から緊急の対応を要すると判断した場合には、警察署又は消防署に連絡する。
- ② 乙及び丙は、業務での顧客との関わりの中で、高齢者等の消費者被害の兆候を察知したときは、最寄りの警察署や消費生活センター等関係機関に適切につなぐなど、地域における見守り支援に努めるものとする。

(4) 地域活動支援等

乙及び丙は、甲及び府内の市町村の高齢者施設や地域活動支援にできる範囲で協力 するものとする。

(丙の役割)

第4条 丙は、府内の産経新聞専売所に対して、高齢者雇用の促進に努めるものとする。

(費用の負担)

第5条 第3条の活動に要する費用は乙及び丙の負担とし、前条の活動に要する費用は丙 の負担とする。

(報告)

第6条 甲は、必要と認めるときは、乙及び丙に対して、この協定に定める事項に関する取組みについて、報告を求めるものとする。

(個人情報の保護)

第7条 乙及び丙は、乙及び丙における活動を通じて知り得た情報を第三者に漏らし、又は 目的以外に利用してはならない。この協定の有効期間終了後も同様とする。

(相互連携)

第8条 甲、乙及び丙は、この協定に定める事項の円滑な推進を図るため、情報交換を行う など、相互の連携の強化に努めるものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた場合は、甲、乙及び 丙協議の上決定する。 (有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。

ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲、乙及び丙のいずれかから協定解除の 申し出のないときは、この協定を当該有効期間満了の日から起算して1年間更新するも のとし、以後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、各自 その1通を保有するものとする。

令和2年9月17日

- 甲 大阪市中央区大手前二丁目1番22号 大阪府 大阪府知事 吉村 洋文
- 乙 大阪市浪速区湊町二丁目1番57号 株式会社産業経済新聞社 常務取締役大阪代表 扇谷 英典
- 丙 大阪市中央区島町一丁目1番3号 近畿ビル2階 ㈱AI企画内 大阪地区産経会 会長 岡田 覚